○士幌町自然環境等保全条例施行規則

平成4年6月24日

規則第25号

改正　平成4年11月25日　規則第27号
改正　平成11年9月24日　規則第18号
改正　平成12年3月30日　規則第24号
改正　平成18年2月28日　規則第10号

（趣旨）

第１条　この現則は、士幌町自然環境等保全条例（平成4年条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

（保全地区の指定）

第２条　条例第４条の規定による保全地区は、自然環境の保全を図ることが必要な地区について、士幌町自然環境等保全審議会に諮り指定区域を指定する。

（規制地区の指定）

第３条　条例第５条の規定による規制地区は、無計画な開発を防止し、水害、風害、土砂流失、景観破壊防止及び、水源涵養、樹木の保存等を図る必要があるところは規制地区として、町長が指定する。

（開発行為の事前協議）

第４条　条例第６条の規定による事前協議は、別記第１号様式の開発行為事前協議書を提出して行う。

（事前環境調査）

第５条　条例第７条の規定による事前環境調査は、自然環境等に著しい影響を及ぼすおそれのある行為で、次に掲げるものとする。

(1) 10,000平方メートル以上の遊戯施設
(2) 10,000平方メートル以上の運動施設
(3) 10,000平方メートル以上の休養施設
(4) その他、町長が特に必要があると認めたもの

（事前公開）

第６条　条例第８条の規定による事前公開は、別記第２号様式の標識に所定の事項を記入し、事業予定地の公衆の見やすい場所に設置して当該事業の計画を公開しなければならない。

２　前項の標識は工事着手をしようとする10日以前に設置し、工事完了の日まで掲示しなければならない。

（適用除外）

第７条　条例第10条の規定による適用除外の開発行為は次に掲げるものとする。

(1) 森林法（昭和26年法律第249号）の規定による保安林並びに保安施設地区で行われる開発行為
(2) 砂防法（明治30年法律第29号）第２条の規定による土地の区域で行われる開発行為
(3) 河川法（昭和39年法律第167号）第６条に規定する河川区域で行われる開発行為
(4) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第８条第１項の規定により定められた農業振興地域整備計画に基づく農用地区域で行われる開発行為
(5) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可を受けた採取計画に基づいて行う開発行為
(6) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可を受けた採取計画に基づいて行う開発計画

（自然環境等保全監視人）

第８条　条例第11条の規定による自然環境等保全監視人（以下「監視人」という。）の任務は次のとおりとする。
(1) 町内で指定されている国立公園区域及びその周辺、条例第４条に規定する自然環境保全地区。若しくは町長が特に指定する区域を巡視し、自然保護の指導にあたる。
(2) 自然保護及び保全に関する調査報告等
(3) 条例第６条に規定する行為箇所巡視
(4) その他自然環境等保全に必要なこと

２　監視人は、次により町長が委嘱する。
(1) 自然環境等の保全に関し知識及び経験のある者
(2) 監視人の任期は、月単位として毎年度町長が定める。
(3) 監視人には別記第３号様式の身分証明書を交付し、監視人は常に身分証明書を携帯する。

３　町長は第１項の任務を、自然環境保全等を推進する団体に委託することができる。

（委任）

第９条　この規則に定めるほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この規則は、平成4年7月1日より施行する。

附　則（平成4年11月25日規則第27号）

この規則は、平成4年12月1日から施行する。

附　則（平成11年9月24日規則第18号）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　士幌町自然環境等保全看視人設置規則（昭和62年規則第11号）は廃止する。

附　則（平成12年3月30日規則第24号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附　則（平成18年2月28日規則第10号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。